



由布ならではの移住・定住プロジェクト

【由布市空き家（定住促進住宅）バンクリフォーム事業補助金活用事業】

【フラット35】地域活性化型（空き家対策）制度に変更しました。

【フラット35】地域活性化型（空き家対策）制度とは、住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して行う、全期間固定金利の住宅ローン（フラット35）と自治体のUIJターン（移住）施策とを組み合わせ、当初の5年間に限り金利優遇が受けられる制度です。

由布市では、平成29年9月15日に住宅金融支援機構と協定を締結し、本制度、「UIJターン型」を締結していましたが、平成30年9月10日（月）から協定見直しにより「空き家対策型」へと変更しました。

制度対象（一部抜粋）

①由布市外からの移住であること

⇒ 「由布市空き家バンク」を通じ、由布市内の空き家を購入された場合（市内在住者も可）

②由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金※の申請受理がされていること

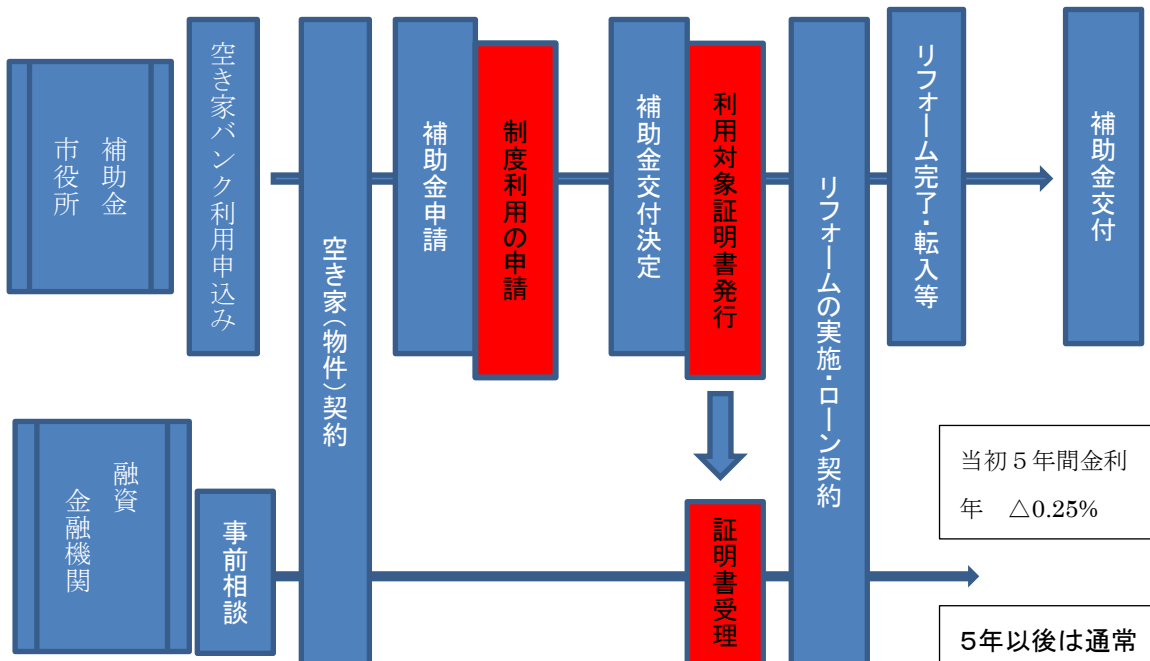
※空き家を購入する場合のみ対象です。賃貸契約は対象外です。

③フラット35での融資契約前であること（申請及び審査までは可）

④住宅の取得前であること

制度内容 フラット35のお借入金利から、当初5年間 年 0.25% 引き下げ

由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金とフラット35の基本的な手続きの流れ



※融資内容等については、最寄の金融機関または住宅金融支援機構 HP 等でご確認下さい。

【お問合せ先】由布市役所 総合政策課 T e l 097-582-1111 (内 1242)